

# 新型インフルエンザワクチンに関する意見交換会

## 目的

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の進め方等に関する検討及び意見交換を行うことを目的とする。

## 成果

	内容	決定事項
7月30日	○接種目的 ○ワクチン接種の接種対象者・優先順位 ○ワクチンの輸入 ○ワクチンの有効性・安全性 等	優先接種対象者及び接種順位等の決定等
8月3日	○ワクチンの輸入 ○特例承認のスケジュール ○副反応が発生した場合の対応 ○接種順位	
8月20日、26日	○接種対象者 ○ワクチン全般 ○輸入	
8月27日	○優先接種対象者 ○ワクチン全般 ○輸入	
8月31日、9月2日、4日、9日、11日	○ワクチン接種の進め方	
9月18日	○基礎疾患の定義 ○接種回数 ○接種回数 ○同時接種 ○保存剤(チメロサル等)	
9月24日	○血清調査 ○パブコメ回答	
9月30日	○ワクチン接種の基本方針	ワクチン接種の基本方針の決定
10月16日、19日 11月11日、12月16日	○ワクチンの接種回数	接種回数の決定

# 麻しん対策推進会議

## 目的

「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づく施策の評価・見直しに係る提言等を行う。

## 根拠

麻しんに関する特定予防指針(平成19年厚生労働省告示第442号)

## 成果

### 1 接種の促進に関する通知

- (1) 個人通知の徹底、学校機関等との連携の強化、未接種者及び既罹患者の確認調査を行った上での積極的な勧奨(20年6月27日付け)
- (2) 夏休み期間を活用した接種の勧奨(21年7月15日付け)
- (3) 教育機関と連携した接種の勧奨(平成22年3月8日付け)

### 2 各種ガイドラインの策定

- (1) 学校における麻しん対策ガイドライン(平成20年3月)
- (2) 都道府県における麻しん対策ガイドライン(平成20年3月)
- (3) 医療機関での麻しん対応ガイドライン(平成20年1月感染症情報センター)
- (4) 麻しん排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン(平成20年1月感染症情報センター)

# 予防接種後副反応・健康状況調査検討会(1)

## 目的

予防接種後の被接種者の健康状況の変化についての情報を収集し広く国民に提供すること及び今後の予防接種行政の推進に資すること等を目的としている。

## 設置根拠

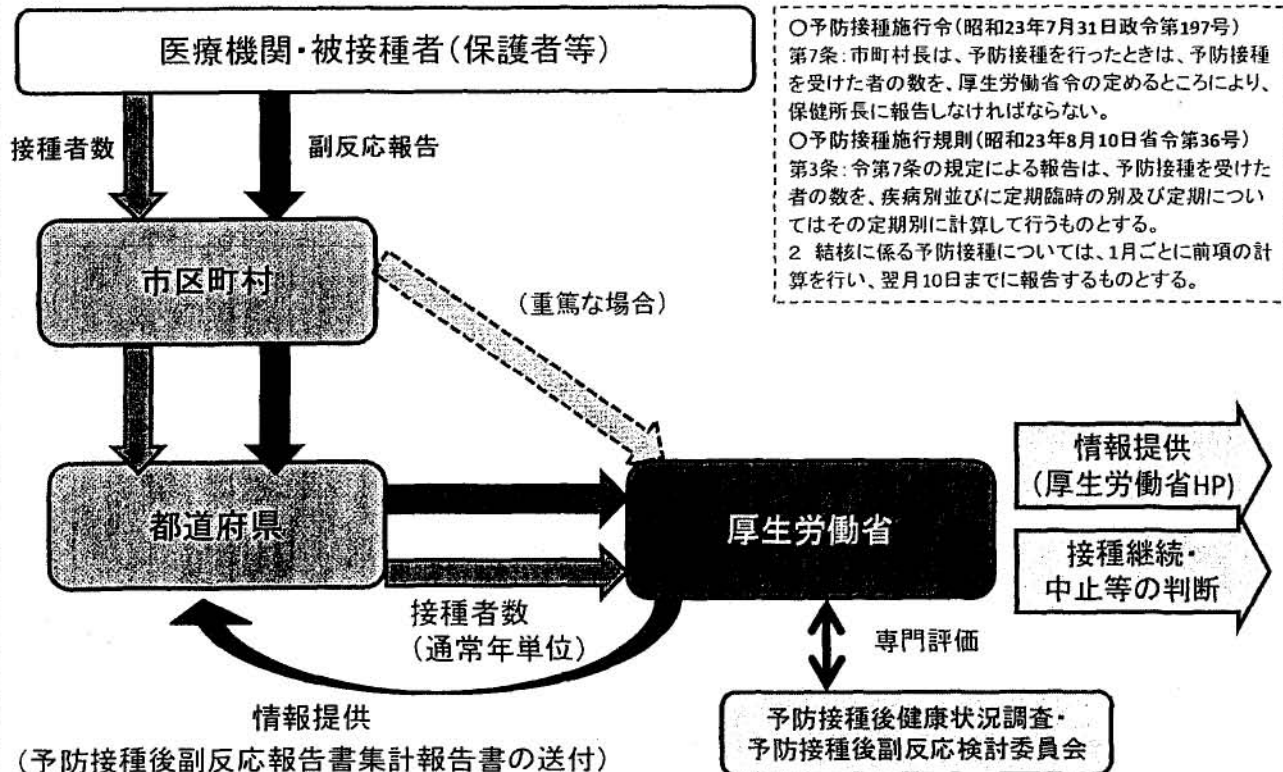
厚生労働省健康局長の私的検討会

## 成果

厚生労働省に報告された副反応報告や健康状況調査を検討会において評価し、報告書を作成、公表することにより、国民が正しい理解の下に予防接種を受けることができるよう適正かつ最新の情報を広く国民及び医療機関等に提供する。

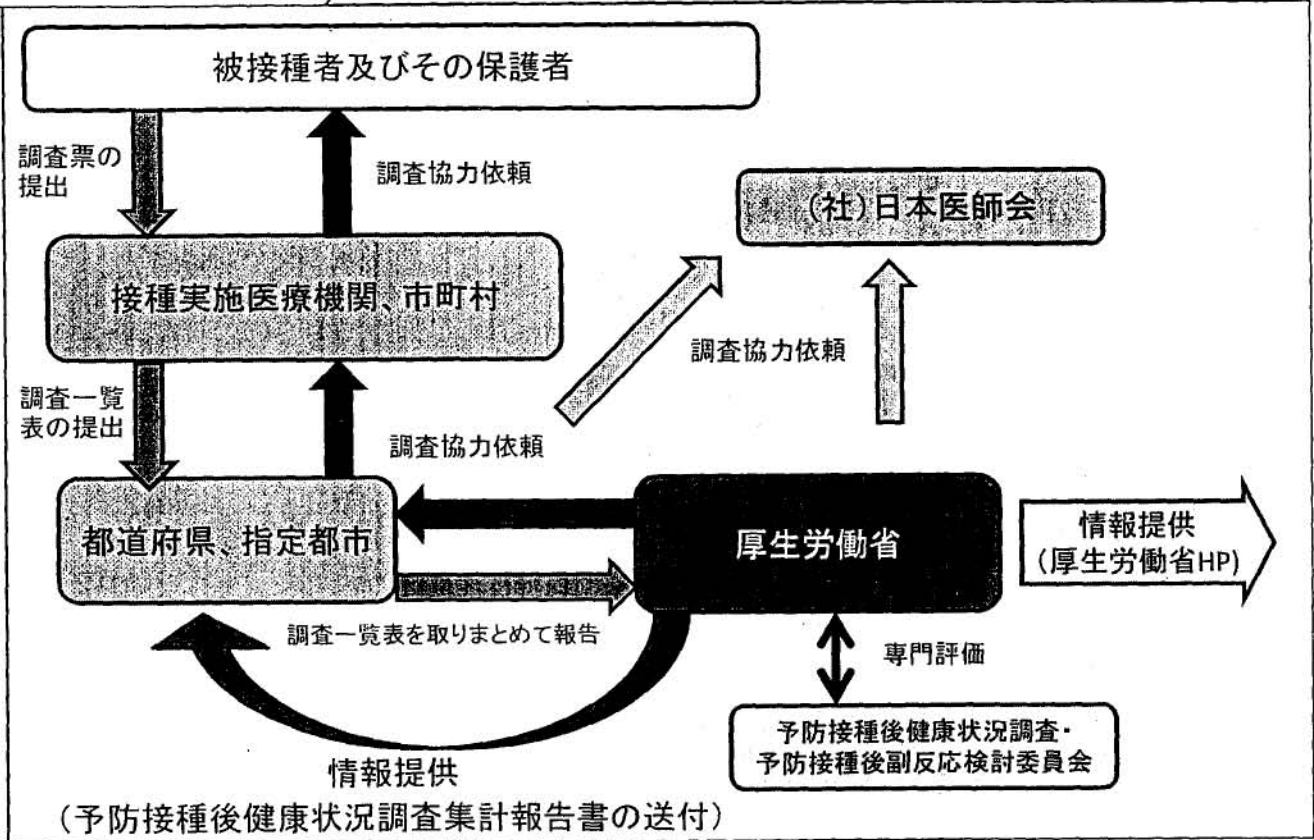
# 予防接種後副反応・健康状況調査検討会(2)

## 副反応報告の流れ



# 予防接種後副反応・健康状況調査検討会(3)

## 健康状況調査の流れ



薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会  
及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会(合同開催) ①

## 目的

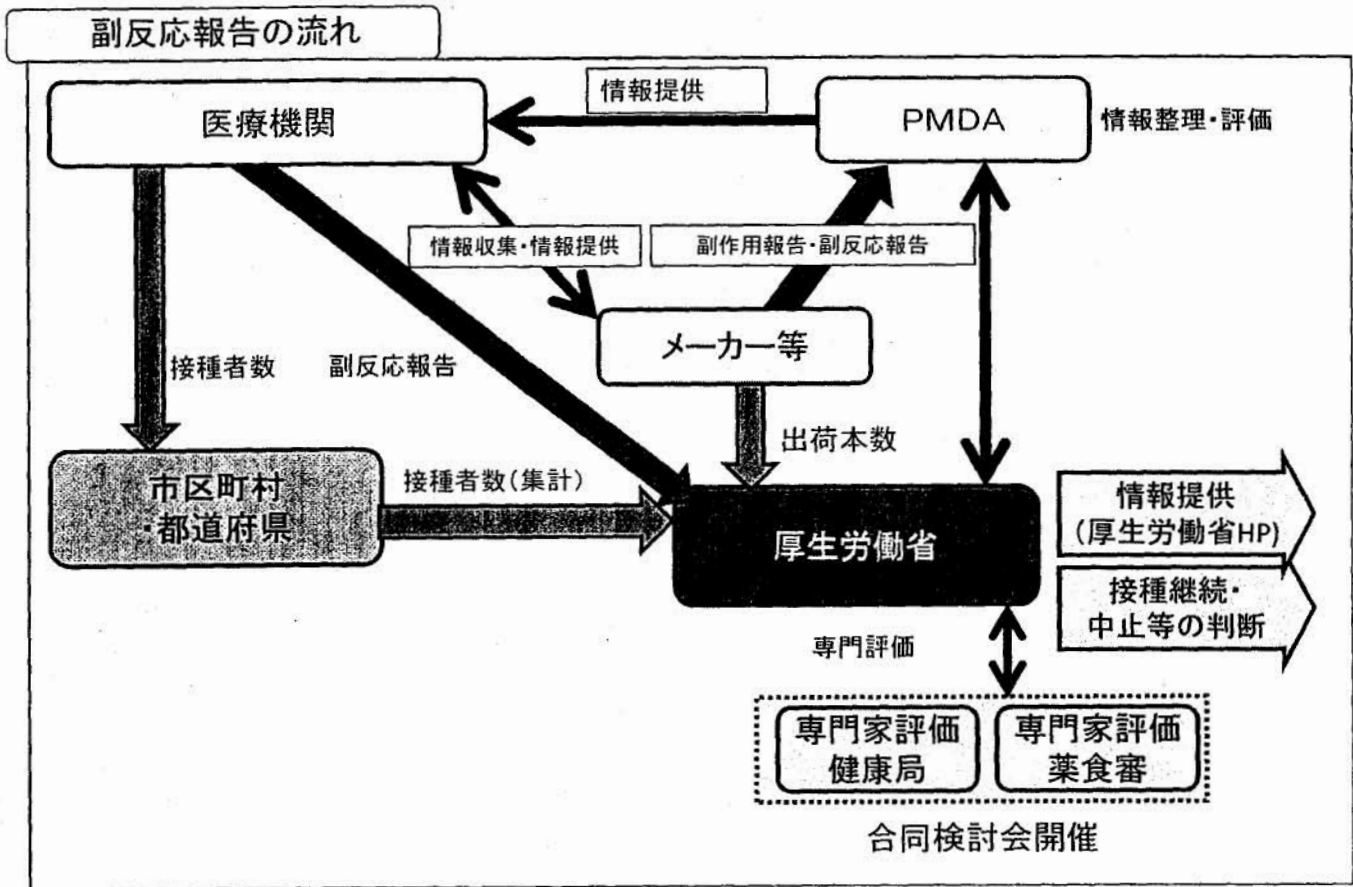
新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの予防接種による副反応の評価を行う。

## 設置根拠

- 薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会  
薬事・食品衛生審議会令(平成12年政令第286号)
- 新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会  
厚生労働省健康局長の私的検討会

## 成果

医療機関等から報告された副反応の情報は定期的に公表するとともに、検討会において、報告された疾病とワクチン接種との関連性の評価を行い、ワクチン接種における安全対策や接種事業の継続等について検討を行っている。



## 疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会

### 目的

予防接種法に基づき定期的予防接種又は臨時的予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡と当該予防接種との間の因果関係の有無について、医学的・法律的な側面から審議を行う。

### 設置根拠

- 厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)
- 疾病・障害認定審査会令(平成12年政令第287号)

### 事務の流れ

